

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A 等の事業承継支援、取引先のテレワーク導入支援 等）

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

3. その他（任意記載）

- ・小規模事業者は大企業に比べて福利厚生の制度や施設を整えることが難しい中、当社が扱う商品やサービスを取引先へ提供し、提供先企業の福利厚生を充実させスタッフの安定を図る取り組みを行う。例えば弊社の強みである飲食事業で扱うクオリティーの高い食品・商品を、取引先企業へ安価で提供することや、宿泊事業でお客様に提供しているスペースを空いている時間に、取引先企業に無料で貸し出し、スタッフに利用してもらいながらリラクゼーションや健康管理などへ役立ててもらう。

2026年1月20日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

有限会社 ゆの宿 上越館 代表取締役 阿部 聰一
企 業 名 役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。